

津和野藩校養老館武術師範設置要綱をここに公布する。

令和 8 年 8 月 24 日

津和野町長 下森 博之

津和野町告示第67号

津和野藩校養老館武術師範設置要綱

(設置)

第 1 条 津和野藩校養老館の歴史や文化などの特性を活かした魅力及び観光情報を広く国内外に紹介し、町の観光振興や文化振興とイメージアップを図るため、「津和野藩校養老館武術師範」(以下「武術師範」という。)を設置する。

(対象)

第 2 条 武術師範は、津和野藩の武道に造詣があり、その魅力及び情報を積極的に発信する活動ができる方で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町を愛する者
- (2) 町内出身者
- (3) 津和野藩校養老館の歴史・文化等を通じ、特に町とゆかりのある者
- (4) 過去に町が開催したイベント等を通じ、現在まで交流が続いている者
- (5) その他町長が特に必要と認める者

(委嘱)

第 3 条 町長は、前条に規定する者のうちから、町を紹介する意欲を有する者を選任し、武術師範として委嘱する。

2 前項の委嘱は、委嘱状を交付して行う。

3 任期は 3 年とする。ただし、任期が満了した場合において、本人及び町長の双方から、任期満了日の 30 日前までに別段の意思表示がないときは、さらに 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(活動等)

第 4 条 武術師範の活動は、次のとおりとする。

- (1) 広く国内外に津和野藩校養老館の魅力を紹介し、町のイメージアップを図る。
- (2) インターネット等の効果的な方法により、津和野藩校養老館を通じて、町の

魅力及び情報を発信する。

- (3) 人脈やネットワークを活用し、町の魅力及び情報を伝達する。
- (4) 町や民間団体が実施するイベントへの協力を行う。
- (5) その他町長が必要と認める活動。

(報酬等)

第5条 武術師範は、無報酬とする。ただし、前条第1項に掲げる活動を行い、町長が必要と認めた場合は、予算の範囲内で謝礼金を支払うことができる。

(解嘱)

第6条 町長は、武術師範が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、これを解嘱することができる。

- (1) 第4条第1項に掲げる活動を行うことができなくなったと認められるとき。
- (2) 武術師範本人から辞任の申し出があったとき。

(個人情報の守秘義務)

第7条 委嘱に際し、本町で知り得た武術師範の個人情報のうち、次の各号に掲げるものについては、原則公開とするが、それ以外の個人情報については、非公開とする。ただし、特に本人の希望がある場合は、各号に掲げる情報についても、非公開とすることができる。

- (1) 武術師範の氏名
- (2) 武術師範の武道に関する経歴
- (3) 武術師範と本町との関係

2 本町及び津和野藩校養老館の観光PR・情報発信をする際に、委嘱時に提供された武術師範の写真を使用する場合は、その使用の可否について、本人に確認した上で、掲載することとする。

3 第1項に掲げるもの以外の個人情報の公開を要する場合は、本人にその可否を確認した上で、公開するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。